

令和 8 年度タイ現地インフルエンサーを活用したインバウンド誘客推進業務
委託仕様書

1 業務の目的

2025 年の訪日外国人旅行者数は、42,683,600 人と過去最高を記録し、2026 年も引き続き堅調に推移している。

その中でも、親日的とされ、リピーター率、個人旅行者（FIT）、地方エリア訪問希望率の割合が高く、東南アジアで最も訪日外国人旅行者が多いタイについては、三重県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）としてもインバウンドの事業対象市場として取組を行っている。

そこで、本事業ではタイにおける三重県の認知度向上及び来訪意欲の更なる向上を図るため、三重県が「Mie Inbound Ambassador」（以下、「アンバサダー」という。）に任命しているタイのインフルエンサーを招聘し、三重県ならではの「食」や「歴史・文化」といった観光コンテンツに焦点を当てた撮影を行い、映像を用いたプロモーションの展開を行うものである。

2 委託業務名

令和 8 年度タイ現地インフルエンサーを活用したインバウンド誘客推進業務

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 2 6 日（金）まで

4 業務内容

（1）インフルエンサー等の招聘

映像を用いてタイ人に向けた情報発信を行うため、アンバサダー 1 名およびアンバサダーが指定するインフルエンサー（2 名）、撮影チーム（6 名）を県内に招聘し、撮影を行う。招聘にあたり、観光連盟および撮影チームと連絡を取り、協議しながら、事業の企画および撮影チームとの調整、招聘の実施に必要な手配等の一切の業務を行うこと。

ア 事業の企画および撮影チームとの調整

観光連盟、および撮影チームと協議のうえ、効果的な行程を作成する。企画にあたっては、三重県の「食」をメインテーマとし、歴史・文化を交えて背景にある「食のストーリー」を伝える内容とすること。タイ人に向けて三重県ならではの食の魅力を十分に引き出し、来訪意欲を高める効果的な映像コーディネート、映像ストーリー、および効率的かつ効果的な行程を提案すること。

提案者は、上記のテーマに沿って切り口やコンセプトの異なる 2 つ以上の行程案を作成し、提案すること。

【取材の概要（予定）】

時期：令和 9 年 1 月 1 6 日（土）～ 2 0 日（水）

期間：4 泊 5 日 ※必ず 3 泊以上三重県内に宿泊を含む。

参加者：アンバサダー 1 名、インフルエンサー 2 名、撮影チーム 6 名（計 9 名）

テーマ：三重県の「食」および「食のストーリー」に焦点を当てたプロモーション

行程案における訪問スポット等の指定条件

提案者は行程案の作成にあたり、以下の条件を満たす構成とすること。

- ・ 行程作成上の留意事項
 - ・ 目的地の移動（1 回あたり）は原則 1 時間以内にとどめ、移動による負担を減らした効率的なルート設計とすること。※空港から最初の目的地及び復路の空港までは除く。
 - ・ 動画を視聴したタイ人旅行者が、実際に三重県を訪れた際にそのままモデルコースとして巡ることができる、実現可能かつ再現性の高い行程とすること。
 - ・ アクセスを含め動画撮影ができるよう、余裕を持った行程とすること。
- ・ 必須訪問スポット（すべての行程案に必ず組み込むこと）
 - ・ 御在所ロープウェイ（御在所の雪景色）
 - ・ 横山展望台
- ・ 推奨訪問スポット（組み込み推奨／全てを組み込まなくてもよい）
 - ・ VISON
 - ・ アクアイグニス
 - ・ なばなの里
 - ・ 志摩観光ホテル
 - ・ 県内の酒蔵（酒蔵見学が可能で英語またはタイ語に対応している施設が望ましい）
 - ・ 桑名丁子屋
 - ・ 伊勢茶の抹茶を取り扱っている飲食店等
 - ・ 三重県産のみかんを取り扱っている飲食店・農園
- ・ 移動・交通手段
 - ・ 行程の一部に、近鉄の観光特急列車「しまかぜ」または「Les Saveurs 志摩」の乗車を組み込むよう努めること。なお、組み込みが困難な場合は、提案書内にその理由を明記すること。

イ 招聘の実施

「ア 撮影チームとの調整および事業の企画」に基づき招聘を実施すること。

- ・ 招聘にかかるすべての予約・手配（宿泊、食事、施設入場、体験、通訳者、旅行保険、航空券を含む移動手段等）を行い、費用を負担すること。なお、航空券はバンコクのスワンナプーム国際空港と中部国際空港または関西国際空港を結ぶ直行便（行きと帰りで別の国内空港を使用することも可能）とし、アンバサダー 1 名とインフルエンサー 2 名は往復ともにビジネスクラス、撮影チーム 6 名はエコノミークラスとすること。
- ・ 国内の移動は専用車またはレンタカーを利用すること。
- ・ 宿泊、食事内容に関しては、アンバサダー・インフルエンサーと撮影チームと異なる施設でも良いが、撮影に支障がないようにすること。
- ・ タイ語の通訳者を 1 名手配すること。通訳者は可能な限り三重県の観光に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。なお、手配する通訳者については観光連盟と協議のうえ決定すること。

- ・被招聘者の招聘期間中は、対応する旅行保険（旅行期間中における病気・事故等による治療費や人身傷害・物損等の個人賠償責任に対応するもの）に加入すること。
- ・取材中は受託者から少なくとも1名以上が同行し、行程管理等を行うとともに、被招聘者の取材の様子を各訪問先等で撮影し、報告書に記載すること。
- ・写真や動画の撮影・発信に際し、受託者による動画発信等に加え、県及び観光連盟等による観光情報発信（広報物、Web サイト、SNS 等）において二次利用が可能となる権利許諾を得ること。これに伴う撮影許可の取得、被写体及び映り込みの事前確認、交通機関や施設等への各種手配・許諾取得は受託者の責任で行い、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

（2）映像配信に係る情報収集及び効果測定の実施

- ・映像の制作・編集・公開に係る作業は撮影チームが行うが、受託者は撮影チームと連絡を取り、映像公開の状況を把握すること。
- ・映像公開後に発信回数、発信に対するリーチ数やエンゲージメント（いいね、リツイート、コメント等）、再生回数など、プロモーションの効果が測定できる指標に関する情報を収集すること。
- ・プロモーション効果が測定できる指標や分析ツール（Google アナリティクス等）の活用を基に情報発信の前後での三重県の知名度向上や訪問意欲に関する変化の分析を行い、その結果に応じて、今後の効果的な情報発信の方向性等についてレポートを作成すること。

（3）その他

- ・各事業の企画や実施、スケジュールについて観光連盟および撮影チームと連絡を取り、協議しながら決定すること。
- ・上記以外で本県の認知度・魅力度向上及びインバウンド誘客拡大に資する効果的な取組について、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。独自提案の実施に要する費用についても、本事業の見積りに含めること。
- ・アンバサダーが指定するインフルエンサーの出演料、映像制作・公開に係る費用として840,000 タイバーツをアンバサダーが所属する事務所（以下、「事務所」という。）に支払うこととし、振込手数料とともに本事業の見積りに含めること。なお、タイバーツは1 バーツ 4.7 円（9 月 1 5 日時点）で積算すること。また、その半額を1 2 月末までに事務所へ支払うこと。
- ・事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。
- ・事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
- ・観光連盟等の関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び事業実施にあたって疑義が生じた場合は、観光連盟と協議し、その指示に従うこと。

5 業務実施上の条件

- （1）委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を観光連盟と協議しながら進めること。
- （2）新たに作成する資料等に写真等を使用する場合、著作権や使用承諾について使用元へ確認すること。また、各観光施設にかかる配信内容や紹介内容について、事前に各施設へ確認を行うこと。

- (3) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めることとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

6 委託経費及び支払い条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。ただし、本業務の遂行上必要があると認められる場合は、受託者は概算払を請求することができる。その際は、契約時に別途定める様式において概算払計画を示すとともに、所定の様式により請求書を提出する。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

- (1) 報告期限：令和9年3月26日（金）
- (2) 記載事項
- ア 委託名
 - イ 契約金額
 - ウ 契約日、契約期間
 - エ 完成年月日
 - オ 実施した業務概要
 - カ その他、事業実施の説明に必要な書類

8 その他業務実施上の条件

- (1) 関係法令の順守
- 受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
- 受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 個人情報の保護
- 受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
- 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 成果物の所有権
- 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに観光連盟に移転

するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

（6）不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をする事。

ウ 観光連盟に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。

（7）その他

委託仕様書に定めのない事項については、その都度、双方で協議のうえ決定する。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（収集の制限）

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（教育の実施）

第6条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託の相手方
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先の責任体制等
- 六 再委託先の相手方の監督方法
- 七 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

5 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第9条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 11 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 12 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙が個人情報を取扱う場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 13 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。